

## 国立民族学博物館顧問規則

平成16年4月6日  
規則第 20 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館(以下「本館」という。)に置かれる顧問に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条 顧問は、本館の館長(以下「館長」という。)経験者等博物館の運営に関し、特に学識経験を有する者のうちから、館長が委嘱する。

第3条 顧問は、館長の諮問に応じて、本館の運営に関する事項について意見を述べ、又は助言を行う。

第4条 顧問は非常勤とする。

第5条 この規則に定めるもののほか、顧問の運用に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 施行日の前日において、国立民族学博物館顧問規程により委嘱している顧問については、引き続き本規則の適用する顧問とする。